

一般社団法人京都私立病院協会

## 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年5月23日

令和2年6月1日改定

### 1. 感染防止のための基本的な考え方

一般社団法人京都私立病院協会（以下、当協会）は、職場及び個人における感染防止対策の取り組みが、社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、それに応じた対策を講ずる。

当協会の事業運営に際し、会議ならびに研修会等の開催に関して様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染防止に取り組むとともに、引き続き地域医療の充実と発展に寄与すべくその役割を果たすよう努める。

### 2. 会議ならびに研修会等の実施にあたり講じるべき具体的な対策

#### (1) 会議の実施

- ・京都府における「新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の取組について」（令和2年5月27日）別紙「イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）」に基づき、適切な感染防止策の実施を行ったうえで、基本的な考え方の収容率と人数上限に沿った参加人数を目安に開催する。
- ・参加人数が会議室の収容定員の半分以下を超える場合は、Zoom等のオンライン会議システムを活用し、会議を実施する。
- ・会議の参加者には、体調不良の場合の参加を断るとともに、会議室に入室の際には検温を実施し、37.5度以上の発熱がある場合は入室制限を行う。
- ・参加者にはマスクの着用、手洗い・手指消毒を徹底する。
- ・着席はできるだけ間隔をあけることに努め、対人距離を確保するとともに換気に留意する。
- ・参加者同士が近距離や対面に座らないように工夫するとともに、近接した距離での会話等が想定される場合は、フェイスシールド等を活用するなどの対策を講じる。
- ・通常総会については、委任状による出席を促すことなどにより、来場者をできるだけ少なくした形式で開催する。
- ・対面による会議はできるだけ間隔をあけ、短時間で終了するように努める。

## (2) 研修会等の実施

- ・京都府における「新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の取組について」（令和2年5月27日）別紙「イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）」に基づき、適切な感染防止策の実施を行ったうえで、基本的な考え方の収容率と人数上限に沿った参加人数を目安に開催する。
- ・参加人数が多数となる場合は、Zoom等のオンライン研修会システムを活用し、研修会ならびにグループワークを実施する。
- ・研修会の参加者には、体調不良の場合の参加を断るとともに、研修室に入室の際には検温を実施し、37.5度以上の発熱がある場合は入室制限を行う。
- ・着席はできるだけ間隔をあけることに努め、対人距離を確保する。
- ・参加者にはマスクの着用、手洗い・手指消毒を徹底する。
- ・参加者同士が近接した距離での会話等を避けるとともに、どうしても必要性が生じる場合は、フェイスシールド等を活用するなどの対策を講じる。
- ・感染予防対策及び感染の疑いのある参加者が発生した場合に備え、事前に参加者一覧を作成し、当日には参加者の確認を行うとともに、各参加者の着席についても把握するよう努める。
- ・受付等で参加者の確認を行う際には、対面とならないよう工夫するとともに、フェイスシールド等を活用するなどの対策を講じる。
- ・感染疑いの参加者が発生した場合に速やかに保健所と連携が図れるよう参加者情報の整理を行う。さらに、参加者にはこうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱う。

## 3. 事務局職員に対し講じるべき具体的な対策

### (1) 感染予防対策の体制

国・京都府ならびに京都市・医療関係団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集するとともに、当協会における新型コロナウイルス感染防止のための対策ガイドラインの改訂等について随時対応する。

### (2) 健康確保

- ・職員は、必ず出勤前に検温を行い、新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認する。体調が思わしくない場合には、事務局長に休暇の取得を申し出る。また、勤務中に体調が悪くなった場合も、事務局長にその旨申し出、直ちに帰宅し、自宅で療養する。

- ・発熱などの症状により自宅で療養することになった職員は毎日、健康状態を事務局長に報告し、症状がなくなり、出社を希望する場合、出社の判断は事務局長が行う。また、症状に改善が見られず、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合、事務局長と相談のうえ帰国者・接触者相談センター（保健所）に相談する。

### （3）通勤

- ・令和2年4月17日に発令された京都府緊急事態措置に基づき実施した職員のテレワーク（在宅勤務）については、可能な範囲で継続するとともに、今後同様の措置が発令された場合は、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）など、さらに様々な勤務形態の取り組みを行い、通勤頻度を減らし、事務所内の密度を減らすとともに公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる職員には、駐輪場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認する。

### （4）勤務

- ・職員は、できる限り2メートル（最低1メートル）を目安に、一定の距離を保つよう心掛ける。
- ・職員は、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いや手指消毒を徹底する。
- ・職員は、勤務中マスクを着用する。
- ・飛沫感染防止のため、事務所内の座席配置については隣と最低1メートルの間隔をあける努力をするとともに、その間隔を確保できない場合は、間にアクリル板・透明ビニールシート等を設置するなどの工夫を行う。
- ・窓の開閉が可能な場合、1時間に2回以上、窓を開け換気する。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要とする。
- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫し最低限にする。
- ・人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールシートなどを活用するなど工夫を行う。
- ・出張は、地域の感染状況に注意し、不急の場合は見合わせる。
- ・外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録に残す。
- ・会議や講演会・研修会等のイベントは積極的にオンラインを活用する。
- ・対面の社外の会議やイベントなどについては、参加の必要性をよく検討したうえで、参加する場合は、最小人数とし、マスクを着用する。
- ・テレワークを行うにあたっては、Microsoft Teams 等を活用し、在宅勤務者の労

働時間の適正な把握を行うとともに、事務所内とのスムーズな連携に努める。

#### (5) 休憩・休息スペース

- ・共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒を行う。

※設備・器具の消毒は、次亜塩素酸トリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

- ・使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・休憩・休息をとる場合には、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努め、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。

#### (6) 事務所への立ち入り

- ・来客等を含む外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して、職員に準じた感染防止対策を求める。
- ・来客との打合せについてはできる限り対面ではなくメール・電話・Zoom等を活用する。

やむを得ず対面の打ち合わせを行う場合には、来客ともに必ずマスクを着用し、部屋の換気を行い、向かい合わず一定の距離を開け、できるだけ短時間で行うよう工夫する。また場合によっては予備のマスクを来客者に提供する等の感染防止策を徹底する。

#### (7) 職員の感染防止策の実践等

- ・職員は、感染防止対策の重要性を理解し、日常生活を含む行動変容に努める。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や『『新しい生活様式』の実践例』に取り組む。
- ・公共交通機関や公共施設を利用する職員は、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内などの密閉空間で会話をしないことなどを徹底する。
- ・職員は新型コロナウイルス感染症から回復した他の職員ならびに関係者に対し、円滑な職場復帰がおこなえるよう十分な配慮を行う。
- ・発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族が感染した場合等は、速やかに事務局長に申し出て、休暇の取得もしくはテレワーク（在宅勤務）に切り替える。
- ・過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、速やかに事務局長に申し出て、テレワーク（在宅勤務）を行う。

#### (8) 感染者が確認された場合の対応

##### ① 職員の感染が確認された場合

- ・ 保健所等の指示に従う。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、保健所と相談し、同勤務場所付近の職員の自宅待機を検討する。
- ・ 職員は感染者の人権に配慮し、個人名が特定、漏洩などすることがないように留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- ・ 事務所内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、保健所と相談し、公衆衛生上の要請を踏まえ、実情に応じた検討を行う。

##### ② COCON鳥丸ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合、保健所およびビル貸主の指示に従う。

##### ③ 会議および研修会等の参加者に感染が確認された場合

- ・ 職員はマスクや手袋の着用等、適切な防護対策を講じた上で、速やかに感染者を別室に隔離し、保健所と相談のうえ、適切な医療機関に搬送する。
- ・ 感染者が発生した部屋の換気を行うとともに保健所に連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。

#### 4. 長期化に備えた対応策

- ・ 今後、長期にわたるとことでマンネリ化して、気が緩み、必ずしもガイドラインに従わない緊張感を欠いた対応により感染の危険性が増大するおそれがあるので、事務局長は定期的に本ガイドラインが遵守されているか否かについて注意を促すことを繰り返す。
- ・ 緊急事態宣言が解除ないし緩和されても、新型コロナウイルス感染拡大の第二波、第三波の可能性を踏まえ、完全に感染が収束したとの政府の公式見解が発表されるまでは、引き続き本ガイドラインに従った対応を維持するよう努める。